

香川大学大学院法学研究科（修士課程）法律学専攻 学位論文審査基準及び審査体制・方法について

香川大学大学院法学研究科学位細則第5条の規定に基づき、学位論文の審査基準及び審査体制・方法を以下の通り定める。

1. 学位論文審査基準

（1）テーマ設定

- ① 当該分野の発展への貢献
論文のテーマ設定が、法学又は政治学の発展に貢献している。
- ② オリジナリティ
論文のテーマ設定が、先行研究との関連において独自の意義をもっている。

（2）研究内容とその記述

- ① 目的の明示
研究目的が、明確に示されている。
- ② 研究方法の妥当性
研究目的を達成するのにふさわしい研究方法を選択している。
- ③ 研究倫理
研究にかかわる倫理上の問題について十分に考慮している。
- ④ 記述法・ルール
論文全体が、学術的な記述法で書かれており、論旨が明確で一貫している。
- ⑤ 結果の考察とまとめ
先行研究や資料を適切に取り扱った上で、自身の立論を有意義なかたちで展開できている。

（3）成果

- ① 成果の水準
先行研究を十分に理解した上で、研究課題の分析結果を、明確な表現方法によって適切に論述できている。

2. 審査体制・方法

（1）審査体制

学位論文の審査は、研究科教授会で選出された3人以上の審査委員により行う。

（2）審査方法

審査委員は、提出された学位論文を上記の「1. 学位論文審査基準」に基づき審査し、基準をすべて満たしたものを学位論文として合格とする。